

第 1 2 回 青森県環境審議会

日時：平成 2 3 年 1 月 2 7 日（木）

午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分

場所：青森国際ホテル 5 階「芙蓉の間」

（司会）

定刻になりましたので、ただいまから第 12 回青森県環境審議会を開会いたします。

会議に入ります前に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は全委員数 33 名中 22 名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、名古屋環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

（名古屋部長）

皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様には、常日頃から環境行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜っております。心から感謝を申し上げます。

また、この度は、委員就任を快くお引き受け下さいまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、御案内のとおり、地球環境を巡る状況は大きく変化しております。世界的な資源制約や地球温暖化問題への対応は喫緊の課題でございます。私たちの世代の責任として、人間の活動による地球環境への負荷を低減し、二酸化炭素の排出が少ない「低炭素社会」、また貴重な資源を大切にし、新たな資源採取ができるだけ少ない「資源循環型社会」、さらには自然の恵みを将来世代にも享受し続けることができる「自然共生社会」を着実に実現し、将来にわたって持続可能な社会を形成していくことが、今、強く求められていると考えております。

このため、県では「青森県基本計画 未来への挑戦」に基づきまして、3Rの推進と地球温暖化対策の推進を一体的に進め、化石燃料へ過度に依存したライフスタイルやビジネススタイルを見直し、環境に配慮したものに転換するとともに、本県の環境保全の取組を支える「人財」を育成すること等を通じまして、先人から引き継いでおりますかけがえのない本県の環境を次の世代に継承し、快適で暮らしやすい生活の実現を図ることとしてございます。

本日の審議会では、本県の環境行政の概要について若干御説明した後、「青森県地球温暖

化対策推進計画」及び「第2次青森県循環型社会形成推進計画」の原案につきまして御報告、説明をさせていただくこととしてございます。

委員の皆様には、どうか忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いたします。

(司会)

本日は、委員改選後最初の審議会でございますので、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

弘前大学農学生命科学部教授、青山正和委員です。再任でございます。

弘前大学人文学部准教授、飯考行委員です。再任でございます。

弘前大学農学生命科学部教授、石田幸子委員です。再任でございます。

三沢市交通安全母の会会長、岩間たつ子委員です。新任でございます。

つがる森林組合主任、角谷千恵子委員です。再任でございます。

青森大学薬学部講師、齊藤弘子委員です。新任でございます。

砂川学習館嘱託、佐藤巧委員です。新任でございます。

青森県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長、沢田詆委員です。再任でございます。

県立郷土館主任学芸主査、島口天委員です。新任でございます。

社団法人青森県建築士会女性委員会委員、嶋中由紀子委員です。再任でございます。

自然観察指導員、鳴海富美子委員です。新任でございます。

NPO法人青森県太陽光熱利用研究会専務理事、西澤肇委員です。新任でございます。

AMLS協議会会長、二本柳玲子委員です。新任でございます。

弘前大学大学院教授、糠塚いそし委員です。再任でございます。

青森県商工会女性部連合会副会長、橋本礼子委員です。新任でございます。

日本野鳥の会あおもり代表、針生倅吉委員です。再任でございます。

八戸工業大学学長補佐、福士憲一委員です。再任でございます。

青森大学大学院環境科学研究科教授、藤田均委員です。再任でございます。

八甲田地区パークボランティア連絡会副会長、前田愛子委員です。新任でございます。

青森県医師会副会長、村上秀一委員です。新任でございます。

弘前大学人文学部准教授、山下祐介委員です。再任でございます。

社団法人青森県ユネスコ協会理事、山田昌子委員です。新任でございます。

なお、本日は欠席されておりますが、出席者名簿の下にあります欠席者10名の方々と、急遽、今日欠席となりました弘前大学の猪瀬教授にも委員に御就任いただいております。

引き続き、県側の出席者も紹介いたします。

環境生活部、名古屋部長です。

環境政策課、北沢課長です。

自然保護課、岡田課長です。

環境政策課、菊地課長代理です。

環境政策課、中野循環・環境産業グループマネージャー。

自然保護課、角谷自然公園グループマネージャーです。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境政策課、低炭素社会推進グループマネージャーの澤田でございます。よろしくお願いいたします。

次に、本日の資料を確認させていただきます。次第、席図、出席者名簿、委員と県側でございます。それから資料1、2、資料3-1、資料3-2、それから前もってお渡ししております青森県地球温暖化対策推進計画（案）と第2次青森県循環型社会形成推進計画（案）でございます。

過不足等、ございませんでしょうか。

それでは、続きまして会長・副会長の選任についてでございます。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっております。

また、会長を補佐する副会長を置くこととなっており、今回は委員改選後、初めての審議会でございますので、会長、副会長を選任する必要がございます。

つきましては、会長、副会長の選任にあたって仮議長を決めたいと思います。仮議長の選任につきましては、事務局に一任いただいてもよろしいでしょうか。

（一同）

はい。

（司会）

それでは、事務局に一任をいただきましたので、これまで会長を務めていただきました藤田委員に仮議長をお願いしたいと思います。

藤田委員は、恐縮でございますが前方の議長席にお着き下さるようお願いいたします。

（藤田仮議長）

それでは、御指名でございますので、これから会長と副会長を決めさせていただきます。

まず会長を決めさせていただくわけですけれども、どなたか御推薦、または自薦でも結構なんです。

はい、どうぞ、お願いいたします。

（沢田委員）

沢田です。会長、副会長には、これまでどおり、藤田委員と福士委員をお願いしたいのですが、皆さんいかがでしょうか。

(一同)

異議なし。

(藤田仮議長)

よろしいでしょうか。

それでは、私が引き続き会長を務めさせていただきます。また、副会長は今までどおり福士先生ということでよろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(藤田仮議長)

福士先生、よろしいですか。

(福士委員)

はい。

(藤田仮議長)

じゃあ、そういうことで会長を私、副会長を福士先生ということで決めさせていただきます。

(司会)

それでは、藤田会長、福士副会長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。福士副会長はその場でお願いいたします。

それでは藤田会長から御挨拶をお願いいたします。

(藤田会長)

どうも、こんにちは。

また、環境審議会という任が重い審議会の会長を務めさせていただきます藤田と申します。青森大学大学院で研究科長をしております。

専門は自然環境、生態系の保全といったようなことでありまして、地球温暖化問題に対しましても講義等で関与しております。元々はこちらの青森大学大学院に来る前は環境省で自然の分野を担当し、また公害も担当しておりましたので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

(福士副会長)

八戸工業大学の福士でございます。また引き続きというお話でお受けいたしました。私の専門は、水環境や水処理などでございます。これまで同様に、皆さんの意見を聞きながら会長を補佐していきたいと思っておりますので、一つよろしくお願い申し上げます。

(司会)

それでは引き続き会議を進めてまいります。これからの進行につきましては藤田会長にお願いしたいと思います。

藤田会長、よろしくお願いいたします。

(藤田会長)

それでは、これから議長役を務めさせていただきます。

まず皆様の、今日はちょっと時間があまりないということで、2つの大きな議題も抱えておりますし、議事の円滑な進行につきまして御協力をお願いいたします。

それでは、さっそくですが事務局から、この次第に基づきまして、5番目の青森県の環境行政の概要説明というところから御説明をお願いいたします。

(名古屋部長)

それでは私から青森県の環境行政の概要について御説明いたします。大変恐縮でございますが、座ったままで説明させていただきます。

それでは資料1をご覧くださいと思います。資料1、1枚めくっていただきまして「青森県の行政組織図」というものがございまして、知事、副知事以下8部1局、あと地域県民局が6つございます、その中の1つの部、環境生活部でございます。環境の保全と県民生活の向上といったことが所掌事務になってございます。

2番目の行政組織図ですが、5課1室、出先機関が6の構成でございます。職員の数が、2ページでございますが、本庁で138人、出先機関が94名、計232名の職員で運営しております。

続きまして3ページをご覧くださいと思います。環境生活部の所掌事務としては、先程申し上げた生活環境のほかに4つほど大きな事務がございます。青少年の健全育成及び男女共同参画に関する施策の総合調整に関する事項、消費者の保護、交通安全その他県民生活の向上に関する事項、文化振興に関する事項、生活環境及び自然環境の保全に関する事項ということで、非常に幅広い分野をカバーしております。環境政策課が全般的に環境についての事務を行っておりまして、自然保護課においては自然公園や世界自然遺産の白神山地に関する事、あるいは温泉に関する事、鳥獣の保護、狩猟の適正化に関する事などを所掌しております。県境再生対策室におきましては、岩手県との県境における

不法投棄事案に対する対策を行っております。

続きまして5ページでございますが、22年度、今年度の予算計上の資料に基づきまして主なるものについて御説明いたします。

環境生活部におきましては、先程申しましたように「環境分野」、「安全・安心、健康分野」、「教育、人づくり分野」において、それぞれ重点を置きながら事業化を図っております、そのための予算として、6ページでございますが、環境生活部の予算額は12,607,122,000円でございます。県全体の予算額に占める構成比率は1.82%となっております。

次に7ページ目をお開きいただきたいと思います、こういった予算に基づきまして主な主要施策としてここに掲げてありますように、3つの分野に沿ってそれぞれこのような事業を展開してございます。詳しくは後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、概要でございます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

続きまして、環境審議会の概要説明をお願いいたします。

(北沢環境政策課長)

環境政策課長の北沢でございます。よろしく願いいたします。恐縮ですが、座ったままで御説明をさせていただきます。

環境審議会の概要でございますが、お手元の資料2「青森県環境審議会の概要」というペーパーをご覧いただければと思います。

まず1ページ目「(1)設置の根拠」をご覧いただけますでしょうか。環境基本法第43条及び自然環境保全法第51条の規定によりまして、都道府県は審議会を置くこととされておりまして、その組織等につきましては青森県附属機関に関する条例で定められております。

次に「(2)審議事項」でございますが、審議事項につきましては、として「環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること」とされておりまして、具体的に申し上げますと、環境計画の策定ですとか廃棄物処理計画の策定、あるいは公共用水域や地下水の水質の汚濁の防止に関する調査審議などがございます。

また、といたしまして「温泉法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じまして、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること」とされておりまして。

具体的に申し上げますと、鳥獣保護事業計画や温泉の掘削許可に関する調査審議などがございます。

次に、2ページの「(3)委員の定数等」についてでございますが、委員の定数につつま

しては、学識経験を有する者と温泉に関する事業に従事する者を合わせて35人以内とされておりまして、今回委嘱させていただいた委員は33名となっております。

次に「(4)温泉部会」につきましてですが、温泉法第32条の規定によりまして、温泉に関する知事の処分に関し意見の答申をするため、温泉部会が設置されております。温泉部会の委員の定数は10人以内とされておりまして、部会の議決が環境審議会の議決ということになります。

次に「(5)委員の任期」でございますが、2年ということでございます。今回は平成22年10月1日から24年9月30日までの2年間ということになります。

それから、これまでの環境審議会と温泉部会の開催状況についてでございますが、これにつきましては3ページ以降に記載してございますので参考にしていただければと思います。

また「(8)今年度の開催予定」でございますが、環境審議会は既に御案内しておりますとおり2月15日、火曜日に開催することとしております。

以上、青森県環境審議会の概要でございます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

それでは、次第に従って今日の議事に入らせていただきますが、その前に議事録の署名者を私から指名させていただきます。今回の署名者は、順番で糠塚委員、それから石田委員になっていますが、よろしいでしょうか。

それでは二人を署名者ということで、よろしく願いいたします。

それではさっそく議事に入りたいと思います。これは2件ございまして、報告案件ということで、諮問・答申は次回になります。

それでは、まず「青森県地球温暖化対策推進計画(案)」につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

(北沢課長)

引き続きまして、私、北沢から説明をさせていただきます。

青森県地球温暖化対策推進計画(案)でございます。事前に配付しておいた計画(案)を出していただけますでしょうか。

まず本計画(案)の御報告にあたりまして、本計画が何を根拠に策定され、様々なある県の計画の中でどのような位置にあるのか、また本計画案がどのような経緯で取りまとめられてきたのかということを最初に御説明申し上げた上で計画(案)本文の内容について順次説明をしてみたいと思います。

最初に、計画の位置付けについてでございますが、計画(案)の4ページをご覧ください。

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3におきまして策定すること

が義務付けられております地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）ということで位置付けられております。

また、当面取り組むべき施策といたしまして、平成 22 年 4 月に策定いたしました「あおもり低炭素社会づくり戦略」の内容をはじめとしまして、様々な分野における地球温暖化対策に関連する計画との整合性を図りながら、県行政運営の基本指針となります「青森県基本計画 未来への挑戦」ですとか環境分野の基本的な計画でございます「青森県環境計画」を推進・展開していくための行動計画としての性格も併せ持つものでございます。

次に、策定の経緯でございますが、75 ページをご覧くださいませでしょうか。

まず平成 22 年 2 月から 3 月にかけて、この計画の策定にあたっての基礎調査の一貫といたしまして、県民 2,000 名、それから児童・生徒 600 名、それから従業員 50 名以上の事業所 528 事業所を対象といたしまして意識調査を行っております。

また、平成 22 年 4 月 23 日、第 1 回青森県地球温暖化対策推進協議会から 12 月 16 日の第 3 回の同協議会まで、3 回の協議会において本計画（案）の策定について検討を行っていただいております。

この協議会は計画内容の協議、また、計画策定後の進捗状況の評価等を行うために、法に基づき設置されているものでございますが、76 ページの方に委員の名簿がございますのでご参考にしていただければと思います。

75 ページの表にまた戻っていただきまして、4 段目、6 段目になりますが、計画（案）の内容の検討にあたりましては、さらに平成 22 年 6 月から 9 月にかけて、今、申しました協議会の下に 3 つの部会を設置して、各部会ごとに 3 回ずつ、合計 9 回にわたりましてこの計画案に位置付ける各種施策の内容について御検討をさせていただいております。この部会の設置にあたりましては、本県の温室効果ガス排出量の増加が大きい部門ということで着目しておりまして、「企業等部会」、それから「家庭部会」「運輸部会」ごとに 3 つの部会を作りまして、その部会ごとに協議会の委員を含めた委員、77 ページに載っておられる委員の方で構成されてございます。

これらの検討作業や庁内の意見調整などを経まして、12 月 28 日から 1 ヶ月間、パブリックコメントの手続きを実施して、併せまして市町村への意見照会を実施したところでございます。

本日の審議会では、この計画（案）について御説明を申し上げ、次回の審議会において諮問の上、御答申いただき、3 月には知事を本部長といたします庁内の組織、地球温暖化対策推進組織でございます「あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部」において最終的に決定すると、そういう手順になります。

それでは本体、計画（案）本文の御説明に入らせていただきます。

まず、計画策定の趣旨でございますが、これは 1 ページをお開き下さい。

段落でいきますと最後の段落でございますとおり、本計画は青森県の豊富な再生可能エネルギーを活用した地域活性化、豊富な農林水産資源による農林水産業の優位性の更なる

向上、また、健康・快適で家計にもやさしいライフスタイルへの転換など、様々な可能性を秘めた持続可能な地域社会を実現していくため、温室効果ガス排出削減というプロセスを通じた「あらゆる主体の連携・協働による青森県の地域特性を活かした、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成ということ」を念頭に、県内における今後の取組を一層推進するための指針としまして、行政、県民、事業者、各種団体等の役割を示すというものでございます。

また、2ページの「本計画の目指す姿」のイメージ図にございますとおり、この目指す姿の実現にあたりましては、中ほどの太線の吹き出しの囲みで表した部分がございますが、1つは「地域ポテンシャル可能性に着目した対策」、それからもう1つは「地域課題に着目した対策」、こういう2つの対策を重視して進めたいと考えております。

次に計画の構成でございますが、これは3ページを開いていただけますでしょうか。

本計画は第1章から第8章まで、8つの章で構成されておまして、ここにその内容を示しているわけでございますが、これをご覧いただければ分かると思いますが、第4章と第5章のところ、地域ポテンシャルと地域課題ということを踏まえつつ、次の第6章、本県の目指す将来像というものを実現するための、次、第7章ですが、各主体の取組を明らかにするという流れで構成されております。

このような流れの中で計画の根幹をなすのは第6章と第7章になると思いますので、これからの説明はこれらの章を中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず第6章の本県の目指す将来像と温室効果ガスの削減目標でございますが、26ページをお開き下さい。1番、「目指す将来像」という部分でございます。この章では、まず目指す将来像、方向性といたしまして、「あらゆる主体の連携・協働による青森県の地域特性を活かした、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成」ということを掲げまして、主な場面における持続可能な低炭素社会のイメージについて説明しております。

ページの中ほどから、(1)企業活動、それから次のページに移りまして(2)県民生活、それから(3)のまちづくりの各場面につきまして、それぞれイメージ図を挿入しながら紹介させていただいております。

次に、29ページの「削減目標の設定」についてでございますが、ここの項目では低炭素社会の実現に向けました本県の温室効果ガス削減目標を設定しております。まず最初に30ページの下の方の囲みの部分、「計画の基本フレーム」というところをご覧下さい。

本計画の基本フレームにつきましては、計画期間を2011年度、平成23年度から2020年度、平成32年度まで。それから温室効果ガスの削減目標の基準年度を1990年度、それから温室効果ガス削減の目標設定を2020年度と定めまして、さらに温室効果ガス削減目標を2020年度、目標年度までに1990年の基準年度比で25%削減することとし、これをフレームとして設定いたしております。

22ページに「基本フレームの設定の考え方」を記してございますので、簡単に御説明を申し上げます。

「(1)の基準年度」につきましてですが、これについては温室効果ガスの排出量削減に係る我が国の基準年度設定の考え方を踏まえまして、現行計画ですとか国の考え方と同様に1990年度を基準といたします。

それから削減目標年度でございますが、これにつきましてはこの計画の策定期間が2011年度から2020年度となっていること、また我が国の中期目標の年度が2020年度でございますことから、本計画における温室効果ガス排出量の削減目標年度につきましても2020年度ということにいたします。

それから、続きまして「(3)の削減目標設定の考え方」でございますが、目指すべき低炭素社会の実現には、県民・事業者・行政等のあらゆる主体による取組が必要不可欠でございます。各主体が目標を共有いたしまして、意欲的に取組を促進・加速していくために、これから御説明申し上げる手順に沿って目標値を設定しております。

なお、この目標値につきましては、今後の地球温暖化対策をめぐる国際的議論や国の施策展開等の動向を踏まえまして、必要に応じて見直すということにしております。

中身でございますが、「目標年度における将来排出量の推計」でございますが、これは30ページの図6-5というのがございますので、こちらも併せてご覧いただければ分かりやすいのかなと思います。目標年度における将来排出量、BaUというふうに略しておりますが、これにつきましては温室効果ガス排出削減のための特段の追加的対策を全く見込まない場合における2020年度の温室効果ガスの排出量ということになりますが、これは14,979,000トンCO₂となりまして、1990年度比では8.7%の増加というふうに推計いたしております。

次に、「目標年度における削減ポテンシャルの推計」でございますが、これは目標年度における削減ポテンシャルについては本県における省エネルギー機器ですとか再生可能エネルギーの導入等、各種対策が最大限に進んだ場合に、目標年度の2020年度時点で達成可能な削減量ということで試算しております。この結果、削減ポテンシャル量は8,670,000トンCO₂と推計されます。

この削減ポテンシャル量算定の前提といたしましては、例えば給湯は全て高効率のヒートポンプですとか潜熱回収型の給湯器が導入済みである、あるいは乗用車・貨物車は全て次世代自動車に移行済みである、などの前提を基に最大限の削減量ということで推計したものでございます。

ということで、の将来排出量に対しましての削減ポテンシャル量という自然体と最大と、この2つのラインができるわけですが、このラインの内側でどれだけを実現すべき削減目標値とするかという検討をしたということでございます。

次に、具体的な目標値の設定でございますが、目標値の設定にあたりましては国の中期目標達成シナリオの検討に用いられております国立環境研究所の分析モデルに基づきまして、目標達成に向けた国の対策が十分に実施されるという前提のもとで県内の排出削減量を算定いたしましたところ、31ページの図6-6にございますとおり、2020年度における

森林吸収分も含めました本県における対策効果、温室効果ガスの排出削減量は 4,647,000 トン CO₂と推計されまして、これを先に御説明申し上げました将来自然体の排出量から差し引きますと 1990 年度比で 25%の削減に相当することになります。

このことから、本県といたしましては、地域からの地球温暖化対策に貢献し、今後、あらゆる主体の連携・協働によりまして地球温暖化対策を推進していく上で国の取組にも対応した意欲的な目標値という位置づけで 25%の削減を掲げることとしたいと思っております。

ただし、設定する目標値につきましては、国、地方自治体による各種施策の実施はもちろんです。県民、事業者等の各主体の役割が最大限に発揮されまして、取組が望ましい状況下で進んだ場合ということが大前提になります。

ただいま御説明申し上げましたとおり、25%の削減見込みは現状と比べますと非常に意欲的な数字ということになりますが、当県といたしまして地域から地球温暖化対策に貢献して、今後あらゆる主体の連携・協働によってこの温暖化対策を推進していく上で必要な目標と考えております。また、国の取組にも対応した目標値として掲げてまいりたいと考えております。

なお、32 ページに表 6 - 1 は、これは参考でございますが国立環境研究所の分析モデルから推計される本県の主な部門ごとの削減効果と、その削減効果を図るために前提といたしました主要な施策の一覧をまとめたものでございます。

次に、第 7 章の「目指す将来像に向けた取組」でございますが、まず 33 ページをお開き下さい。1 番目「低炭素社会の実現に向けた取組方針」というのがございますが、ここでは低炭素社会の実現に向けた取組を進めるにあたり、行政・県民・事業者・各種団体等、あらゆる主体がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であるということに鑑みて、はじめに「各主体における基本的な取組」ということで、主体ごとの基本的な役割をここで明らかにしております。

次に 34 ページの「施策の推進にあたって着目すべき視点」でございますが、ここでは第 4 章の地域ポテンシャル、それから第 5 章の本県における温室効果ガス排出量状況や県民等の意識調査、これらを踏まえた地域課題から、施策の推進にあたって着目すべき視点を整理してございます。

それから、次の「(1) 地域ポテンシャルを踏まえた視点」についてですが、本県ならではの地域ポテンシャルを活かした取組を推進するための視点ということで、「再生可能エネルギー資源」「農林水産業」「森林資源」の 3 つのポテンシャルに着目した内容となっております。

「地域課題解決に向けた視点」でございますが、本県における 2008 年度の温室効果ガスの排出量、速報値でございますが、1990 年度比で 7 %増加しております。温室効果ガス排出傾向を踏まえた課題等から、解決に向けて着目すべき視点についてここで部門別に整理いたしております。

具体的には、産業部門では、産業における各部門からの排出量は概ね減少傾向でございますが、「他業種・中小製造業」部門からの排出量が基準年度比で大幅に増加しているということ。

それから、次のページになりますが、民生業務部門では、部門中最も大きなシェアを占める公共サービス、病院ですとか社会福祉施設、行政等、こういったところからの排出量は基準年度比で増加しているということ。

それから、民生家庭部門では、家電やOA機器の普及等による1世帯当たりの電気使用量が増加しているということなど。

それから、運輸部門におきましては、部門の大部分、これは8割超でございますが、大部分を占める乗用車からの排出量が普通乗用車や軽自動車などの大幅な台数の増加等によりまして基準年度比で増加しているということなど。

それから、これは部門共通の事項といたしまして、省エネルギー機器等の導入にあたっては、高額なイニシャルコストが課題となっていること。また、対策を進めるためには県民・事業者・行政等、あらゆる主体の協働・連携が必要なこと。

などでございますが、こういったことが視点としてクローズアップされております。

次に3番の「施策体系とリーディングプロジェクト」でございますが、本県の地球温暖化対策の全体像、施策体系につきましては、36ページの表7-1のとおりとなっております。青森県地球温暖化対策推進協議会の各部会におきまして御議論いただいた内容に基づいて64ページ以降、別表の部分におきまして施策ごとの「県の担当課」「取組の対象」「主体の役割」「施策を進めるための県の取組み内容」等について部門別に整理させていただいております。

次に(2)の「あおり型低炭素社会を目指すリーディングプロジェクト「低炭素あおりプロジェクト10」」でございますが、37ページになります。各種の施策のうち「本県の地域ポテンシャル」、それから「現状から考えられる地域課題」を踏まえまして、当面取り組むべき内容について、目指す将来像の実現に向けたリーディングプロジェクト「低炭素あおりプロジェクト10」として、これを重点化してまいりたいと考えています。

なお、各プロジェクトにつきまして可能な限り「モニタリング指標」を設定して、県民、事業者、行政等による取組の効果について、進捗状況を把握するといったことをして、次の施策の展開につなげていくこととしております。

図の7-1では、「主な現状と課題」と「課題解決に向けた視点」、また「本県の地域ポテンシャル」、各プロジェクト、そして「目指す将来像」の関係を示したものでございます。参考までにご覧いただければと思います。

プロジェクトごとの中身、概要でございますが、まず39ページの「再生可能エネルギー導入促進プロジェクト」でございますが、本プロジェクトでは平成18年に策定いたしました「青森県エネルギー産業振興戦略」、同じく県が策定した風力、太陽エネルギー等のアクションプランに基づきまして、風力、太陽エネルギー等の再生可能エネルギーの利活用を

さらに進めるとともに、関連する先進的プロジェクトの具体化などにより、県内の二酸化炭素排出量の削減及び我が国の低炭素社会づくりへの貢献を目指してまいります。

次に 41 ページの「低炭素型農林水産業推進プロジェクト」でございますが、このプロジェクトでは農林水産業から発生する稲わらですとか家畜排せつ物、それから林地の残材など、未利用資源の有効活用に向けた取組を推進するとともに、生産現場における再生可能エネルギーの導入等、環境配慮型の農林水産業や環境にやさしい農業による農産物の付加価値の向上、こういったことに向けた取組を進めてまいります。

次に 3 番目、43 ページの「青い森の森林吸収プロジェクト」でございますが、当プロジェクトでは森林の適切な維持・管理のための間伐を積極的に進めていくほか、木材の地産地消、オフセット・クレジット制度の活用等によりまして二酸化炭素吸収源としての森林整備を進めてまいります。

次に 45 ページ、4 番目「中小企業・公共サービス省エネ化プロジェクト」でございますが、このプロジェクトでは排出量が増加している中小製造業、そして福祉施設・病院等の公共サービス部門、これらに対する省エネルギー対策を重点的に実施し、産業部門と民生部門における温室効果ガスの排出削減を図ります。

次に 47 ページの「雪と寒さに強い青森型省エネ住宅促進プロジェクト」でございますが、このプロジェクトでは、住宅の省エネルギー化ですとか省エネルギー性能の高い機器、設備等の導入促進によりまして、地域特性を踏まえたエネルギー効率の高い住まいづくりといったことを推進してまいります。

次に 49 ページ、6 番でございますが、「低炭素型ライフスタイル・環境教育推進プロジェクト」でございますが、本プロジェクトでは地球温暖化防止活動推進センター等との連携によりまして、県民に対する低炭素型ライフスタイルの実践に向けた普及啓発の取組や仕組みづくり、また低炭素型ライフスタイルへの意識・関心等を高めるための基盤づくりといたしまして、環境教育の充実化、それから体制の構築等を図ってまいります。

次の 51 ページ、7 番の「低炭素型交通普及プロジェクト」でございますが、本プロジェクトでは、エコドライブの促進ですとか電気自動車などの次世代自動車の普及など、乗用車からの排出削減対策、それから公共交通機関の利用促進などによりまして、運輸部門における二酸化炭素排出量の削減を図ってまいります。

次の 53 ページ、8 番目「青い森セントラルパーク低炭素型モデルタウンプロジェクト」でございますが、本プロジェクトでは青森市の中心部にございます「青い森セントラルパーク」におきまして、未来の低炭素型のまちづくりのモデルとなるような地球環境に配慮した「青い森セントラルパーク低炭素型モデルタウン構想」というこの構想の実現に向けた取組を進めてまいります。

次の 55 ページ、9 番目の「あおもり環境金融プロジェクト」でございますが、このプロジェクトでは環境分野における金融の果たす役割の重要性を踏まえまして、アンケート調査でも、やはりイニシャルコストの負担というのが問題になっておりますので、地域の金

融機関との連携に寄りましてそのイニシャルコストの負担軽減につながるような環境金融の取組の拡大など、民間資金をできるだけ活用した経済的インセンティブを付与するような仕組みづくりということを進めてまいります。

それから次の57ページ、10番目、最後でございますが、「県民総参加型「もったいない・あおもり県民運動」推進プロジェクト」でございますが、本プロジェクトでは、あらゆる主体の協働・連携による推進体制を構築しまして、低炭素社会づくりに向けた取組を県民運動として展開することにより、全県的な取組の推進を図ってまいります。

プロジェクト10については以上のとおりです。

最後に、「第8章 計画の推進体制」についてでございますが、62ページになります。計画の進行管理体制ということで書いてございますが、この計画の着実な推進を図るために、「計画策定の経緯」で先ほど説明を申し上げました協議会において、計画の評価、進行管理を行うこととしております。

また、県の取組につきましては、知事を本部長といたします「あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部」におきまして、部局横断的な取組を進めるとともに進行管理も行ってまいります。

2番目の「計画の実施体制」というところでございますが、この地球温暖化対策を進めるためには全ての主体がそれぞれの責任と役割を果たしていく必要があるということから、各主体の取組が積極的に実践されるよう、各主体連携・協働による実施体制を構築するとともに、県といたしましては国、市町村等の関係機関と連携・協力して、県内における地球温暖化対策を総合的に進めてまいります。こうした「推進管理体制」、「実施体制」については、図8-1に整理させていただいております。

以上、青森県地球温暖化対策推進計画（案）の概要でございます。

計画の概要は以上でございますが、次に、委員の皆さんからの提出意見とその対応方針について、資料3-1という形でまとめさせていただいております。ご覧いただけますでしょうか。

1番から順を追って説明させていただきます。

まず、1は計画のタイトルにつきまして佐藤委員からいただいております。「タイトルの「地球温暖化対策推進計画」が温暖化を推進するような印象を受けた。現行計画には「防止」という言葉が入っているのではないか」という御指摘でございますが、本計画の策定の根拠でございます「地球温暖化対策の推進に関する法律」と同様に、地球温暖化対策の推進を図るということを意図したことからこのような名称等をしたものでございます。温暖化ではなくて温暖化対策という名前が入っており法律の名前にもなっておりますので御理解いただきたいと思っております。

なお、防止という言葉につきまして、前回の計画では入っていたという御指摘でございますが、気持ちとしては防止という意気込みで取り組みたいと思っておりますが、今回はその対策という言葉にさせていただいております。

それから2番目、14ページの「本県の自然的・社会的特性」の(1)地勢・気候の3行目の部分になりますが、佐藤委員から、「東は太平洋、西は日本海に「囲まれ」という表記を、「囲まれ」ではなく「面し」にしてはどうかという御意見でございますが、これは御意見を踏まえて「面し」ということで修正させていただきます。

それから3番目、49から50ページにかけましてのプロジェクト6-1-の「地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員等、各主体連携による省エネルギー対策の推進」及びプロジェクト6-1-、「地域の人財を活用した環境教育の推進」のところの内容についてでございますが、西澤委員から御意見をいただいております。内容は、「県、市町村、県民、各主体における地球温暖化対策の取組には温度差があるため、普及促進活動が重要である。また、県民アンケートからは「情報提供の充実」、「環境教育」のニーズが認められている。こうした状況に対応するためには、地球温暖化対策の中核的な支援組織として位置づけられております「地球温暖化防止活動センター」による情報提供等の取組のみならず、NPO等民間団体の責務も問われるところ。各種施策を実効性あるものにしていくためにはNPO等が十分に活動出来る仕組みを構築することが必要である」という御意見でございます。

県ではこの地球温暖化対策の推進にあたりまして、NPO等民間団体の役割が非常に重要ということを大きく認識しておりまして、本計画のプロジェクトの6番、「低炭素型ライフスタイル・環境教育推進プロジェクト」において普及啓発活動、環境教育の推進について「青森県地球温暖化防止活動推進センター」だけでなく環境NPOを広く役割を明記させていただいております。今年度においても環境教育、出前講座等ですとか県内中小企業のエネルギー利用実態調査の委託等、具体的に協働を進めているという事例もございまして、県としては引き続きNPO等の民間団体と連携・協働を推進してまいりたいと考えております。

それから4番目、49ページから50ページにかけてのプロジェクト6-1-「地域の人財を活用した環境教育の推進」の項目の部分でございますが、佐藤委員からの御意見でございます。「文言が少々漠然としている印象。「子どもから大人まで幅広い県民を対象とした…」としているが、子どもと大人など、対象を分けて各年代層における取組を考えてはどうか。また、将来を見据えた場合、子どもへの環境教育が大切」という御意見をいただいております。

県では、これまで子どもを対象とした教育プログラムを整備いたしまして、NPO法人へ委託して出前講座等を実施してまいりました。しかし、今後さらに県民の環境意識を高めるためには、これまで子どもだけを対象としていたのですが、対象としてなかった大人にもこの環境教育の機会の提供を目指したいということで、来年度以降、大人向けのプログラムの整備を検討いたしております。御意見のとおり、環境教育の推進にあたって、子ども、大人それぞれ対象ごとに効果的なプログラムを活用して、着実に環境教育を進めてまいりたいと考えております。

それから5番目でございますが、51から52ページにかけてのプロジェクト7-1-1でございまして、「公共交通機関の利用を中心とした低炭素型交通社会の仕組みづくりの推進」の項について、沢田委員からの意見でございますが、「青森県公衆浴場業生活衛生同業組合では、全国に先駆けて平成22年9月1日より温室効果ガス削減と買い物難民解消を図るため、車のない高齢者を対象とした送迎付きの入浴・買い物への対応を実施しているが、青森県地球温暖化対策推進協議会家庭部会においてもこれを取り上げて研究してみてもどうか」という御意見でございました。

対応方針でございますが、過疎地域等も含めた地域の公共交通機関のあり方につきましては、先程も説明しました部会の1つ、協議会の運輸部会の中で協議されまして、本計画(案)のプロジェクト7で事例のような案件も含めて、地域実情に即した効果的で持続可能な環境配慮型交通手段の導入につきまして検討を進めることとしております。その中で議論してまいりたいと考えております。

それから、6番目、57ページのプロジェクト10-1-1、「あらゆる主体の連携・協働による推進体制の構築」の本文の最後の行の部分でございますが、石田委員からの御指摘でございます。「各主体との連携・協働し」という部分について「の」がいらぬのではないかとということですが、御指摘のとおりでございますので修正させていただきます。

それから、7番目、57ページのプロジェクト10-1-2「低炭素社会づくりに向けた県民運動の展開」の項の本文の4行目についてでございますが、石田委員から御指摘いただいております。「普及啓発事業を各主体連携のもと県民運動として」というのは、「各主体と連携しながら」としてはどうかということですが、これも御指摘のとおり修正させていただきます。

それから、8番目、60ページのコラムの中の図7-6について石田委員から御意見をいただいております。「家庭での低炭素型ライフスタイル導入効果」が、この表の導入効果の欄の中の「太陽光発電と買取制度の併用」による効果のところは1,580kg-CO₂という数字があるけれど、これはどこから算出された数字なのか詳しく説明してほしいということでした。

この試算につきましては、メーカーの試算によるものを記載させていただいております。内容といたしましては、太陽光発電システムの容量4.3kw、それから日射量3.92kWh/m²・日を前提としまして、また年間予測発電量を5,025kWh、それから二酸化炭素係数0.3145kg-CO₂/kWhという全国的な条件を基に算出されたものでございます。

内容はそういうものでございますが、御意見を踏まえまして、図の中に前提条件であるシステム容量4.3kwというのを追加しますとともに、日射量につきましては県内でも一定程度地域による差異が認められるものですが、地域のデータということで青森市の日射量を3.66kWh/m²・日当たり、これを使用し、また東北電力の排出係数を使用して再試算しました結果、1,511kg-CO₂という数字になりましたので、こういう形に修正するとともに、その効果は日照条件とか機種のパフォーマンス等によって異なりますので、その旨を付記することと

いたしました。

記載の仕方につきましては次のページ、4ページの矢印に書いた部分2つございますが、下の方ですが、上が訂正前、下が訂正後ということで、下の矢印のところに書いてございますとお修正したいと思います。

また、これと並行いたしまして、他の冷暖房の温度を上げた場合、あるいはオフィスにおける冷房温度設定の効果等で紹介している削減効果につきましても、同様の修正を加えて調整させていただくことにしております。

それから、最後6ページ目、こちらは市町村からの提出意見と対応方針でございますが、市町村からは2件出ておりまして、1つは弘前市からでございます。43から44ページにかけてのプロジェクト3-1-の「オフセット・クレジット制度の活用等を通じた森林整備の促進」の記述についてでございますが、「オフセット・クレジット」にりんごの剪定枝も活用するべきではないか、また民有林における「オフセット・クレジット」を取り上げてみてはどうか」という事業実施にあたっての参考意見をいただいております。

これにつきましては、県では今年度も県有林における「オフセット・クレジット」の取組を展開しているわけでございますが、今後の事業展開の検討にあたっては御意見を参考にさせていただきたいと考えています。

それから2番目、これは八戸市からでございますが、62ページの「計画の推進体制」につきまして、「国、県、市町村の役割を明確化する必要があるのではないかと。具体的には計画の実施体制のところに関係機関の役割という項目を設けて、それぞれ記述してはどうか」という御意見でございます。

これにつきましては第7章の目指す将来像に向けた取組、33ページのところで各主体の役割というのを八戸市のおっしゃるような形で位置づけてございますので、これは記述済みということで対処させていただきたいと思います。

以上でございます。

(藤田会長)

はい、ありがとうございました。

何か御意見、ございませんでしょうか。特に御意見を出された方で、この回答でよろしいでしょうか。

(佐藤委員)

よろしいです。

(藤田会長)

はい、どうもありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。飯先生。

(飯委員)

82 ページ以下の意識調査について、一般県民アンケート、これについて1点お伺いしたいんですけども。

こういった調査がなされること自体は政策の作成において非常に重要だと思うんですけども、先程委員からも質問がありましたけれども、例えば年代別とか、あるいは性別とか地域別、こうしたことはアンケートの回答者について把握されているのでしょうか。

と言いますのも、環境問題に対する関心でありますとか、あと公共の交通機関について、これはやっぱり年代とか、あるいはどこに住んでいるか、市部か町村部か等において違いが仮にあるとすれば、それに応じた対策というのが考えられると思いますので、もうちょっと細分化した結果を出すことが可能であればより有益かと思います。

(藤田会長)

要はサンプルの取り方ですね。

(北沢課長)

項目によっては年代別にするものもあるということですが、今、手許に詳細がございませんので、今、お答えできません。我々も今の御意見を踏まえて分析等にそういう視点も加えて活用するということを考えてみたいと思います。

また、資料を見たいということがございましたら個別に対応をさせていただきたいと思っています。

(藤田会長)

よろしいですか。

はい。他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(山下委員)

先ほどの八戸市の意見のところ、国の取組は当然ですけども、県の計画に国の役割というのが入ってこないというのは分かるんですが、逆に言うと、日本の国の中における、日本の国の地球温暖化対策だと思いますので、日本の国の中における青森県の役割ということ考えた時に、少し気になるのでお話をしたいと思います。

プロジェクトの2や3ですけども、農林水産業に関しては、本県においては基本的にはベースとしての割合が非常に高く、かつ、ある意味では自給率も非常に高いということであるわけです。その時に、今後もこういう形での農林水産業の役割をずっと持続すると

いうことは当然ですけれども地球温暖化対策として、日本の国としては非常に重要なことだと思っておりますが、そのあたり、何かすっぱり抜けて、何か農家の再生可能エネルギー循環システムの形成とか環境配慮型農業の推進だけが前面に出てきてしまった印象があります。そうすると、農家であれば、ただでさえ農業だけで食えない状況で兼業をやっているんだけれども、ちょっと世代交代でそろそろ止めなきゃいけないかなみたいなことを考えている時に、さらにこういうことをやれと言われてもなというのが正直なところではないかなという気がするんです。それは林業においてもおそらく同じで、ただでさえ基本的には売れない森を持っていてどうしようもないみたいなところで、さらに地球温暖化でさらに何かをしと言われてもということだと思っております。

他方で、ベースとして青森県の農林水産業というのは基本的にこれを維持していくんだということですからずっと来ていますので、そのあたり、しっかり明確化した上でのこういう対策や、あるいはベースとしてちゃんとそういうものを持続していくんだという形での県としての姿勢みたいなものがはっきり出ていないところが非常にちょっと気になったんですけれども。

なので、若干悪く言うと、他県でも可能な、場合によっては東京都でも可能な対策の書き方になっているのかなという気がしまして、非常に気になるところです。全体の姿勢に関わってくるので、是非、できればそのあたり、もう少し県民の地球温暖化対策にとって青森県の果たす役割は非常に大きいというあたりをもう少し実感できるような形の内容にしていただければなという感じが全体のイメージとしてちょっとありましたので、一応そういう形でお話をしました。失礼しました。

(藤田会長)

どうでしょうか、これはお答えになられるか、それとも次回に回答しますか。

(北沢課長)

低炭素型農林水産業の推進プロジェクトということで、今、いろいろ御意見をいただきましたけれども、なかなか持続可能な、要は農家の方が手間暇を掛けずにちゃんとコスト的にもペイしてやっていけるような、ということは出来そうでなかなか難しいというのが現状ではないかと。どういったことが出来るのかということ、これから検討していく中で見つけていくことになるかと考えております。

それと、全国的な青森県の役割という部分につきましては、今、25%の削減目標を立てたわけですが、その中の、確か8%余だったと思いますが、これが森林吸収源対策で、例えば間伐ですとか植林ですとか、そういった吸収源対策によって得られているという実績はかなり大きい部分がありますので、そういった形で一定の貢献をしているんだということは御理解をいただければと思います。

(藤田会長)

次回までの検討にあたって、もう一回質問書みたいな形で御意見を出されて、それに答えるということで対応したらどうかと思いますが。

いいですか。

(北沢課長)

分かりました。

(藤田会長)

それでは、ちょっと時間が過ぎていきますので、もう1件の報告案件であります第2次青森県循環型社会形成推進計画につきまして御説明をお願いいたします。

(北沢課長)

それでは第2次青森県循環型社会形成推進計画(案)をお手元にご準備いただきたいと思えます。

先ほどの地球温暖化対策推進計画と同様に、本計画が何を根拠に策定されて、県の計画の中でどのような位置にあるのか、また計画(案)がどのような経緯で取りまとめられてきたのか簡単に御説明申し上げます。

2ページの第3節の本計画の性格の位置付けのところをご覧ください。本県では、廃棄物処理法に基づきまして、昭和51年度から5か年ごとの産業廃棄物処理計画を策定してまいりましたが、12年6月に廃棄物処理法が改正されまして、それまでの産業廃棄物処理計画に一般廃棄物処理計画を加えました廃棄物処理計画の策定が義務付けられました。

このことから、これに沿って青森県廃棄物処理計画を平成14年3月に策定いたしております。

しかしながら、2段目に記述されておりますとおり、廃棄物処理対策はその発生の抑制、再使用等の3R及び適正処理の観点だけではなく資源の消費の抑制を図って、限りある資源を有効に活用するという資源循環の観点も取り入れる必要があるということから、これまでの廃棄物処理計画を包含する形で平成18年度に第1次青森県循環型社会形成推進計画を策定いたしております。

本計画は、これに引き続く第2次計画ということで、本県の地域性を生かした目指すべき循環型社会のイメージ、それから循環型社会を実現するための目標を定めて、県、市町村、事業者等の各主体が果たすべき役割と取組を示したものでございます。

それから、この計画の策定に当たってのこれまでの経緯ですが、まず昨年度、産業廃棄物の発生処理状況、それから循環利用量等の実態についての基礎資料を得るために、「廃棄物実態調査」を実施しております。

そして、本計画の素案につきましては、昨年11月10日に開催いたしました第1回の

循環型社会形成推進委員会において御検討をいただくとともに、市町村に対しても意見照会を行っております。

その後、委員の方々や市町村からいただいた御意見を踏まえ、検討・修正を加えて、昨年12月8日に第2回の推進委員会を開催し、最終的な計画案として取りまとめさせていただいております。

また、12月から1月にかけてパブリックコメントを募集いたしまして、今日の審議会ではこのような手続きを経て策定いたしました計画案について御説明申し上げるということになります。

さらには地球温暖化対策推進計画と同様、15日の審議会において諮問答申をいただく予定となっております。

最終的には3月中に庁内の手続きを経て公表したいと考えております。

それから、次に計画の概要でございますが、1ページの第1章、計画のあらましの部分をご覧くださいませでしょうか。

まず「計画策定の背景」でございますが、本県では平成18年3月に「青森県循環型社会形成推進計画」の第1次計画を策定し、本県の地域性を生かした循環型社会の構築を目指し、様々な取組を行ってまいりました。

その結果、1人1日当たりのごみの排出量は減少傾向にあり、リサイクル率についても着実に改善しているものの、依然として全国値との格差が縮まらない状況でございます。

このような状況の中、最後の段落のところに記述しておりますとおり、持続可能な社会に向けてさらに努力を傾注し、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも統合をして、天然資源の消費抑制、それから環境負荷の低減を目指した循環型社会の構築が求められているというような背景がございます。

それから、次に第2節のところ、「循環型社会形成推進基本法制定後の国の動き」でございますが、平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定されまして、15年3月には国の第1次の循環型社会形成推進基本計画が策定されております。これで循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などが定められたところでございます。

その後、第3次環境計画が策定され、循環型社会の形成に関しましては、定量的な目標の拡充や国際的な取組を推進する必要性が叫ばれ、また循環型社会と低炭素社会及び自然共生社会の構築に向けた取組の重要性などが示されておりますので、こういうことを踏まえ、また第1次の基本計画の進捗状況や資源の価格高騰、あるいは需要増大への対応等の必要性と社会経済情勢の変化もございますので、これらへの対応ということも踏まえて20年3月に第2次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。これで現在の循環型社会の形成を一層推進させるための枠組みが示されたという状況でございます。

3ページにまいりまして、「計画の期間」でございますが、現行の計画の終了年度が22年度となっておりますので、これに引き続き平成23年度から27年度までの5か年間といたします。

次に、第2章の「廃棄物処理の現状と課題」でございますが、6ページの「第1節 一般廃棄物の現状と課題」のところをご覧ください。まず最初に「一般廃棄物の排出及び処理の状況」が記載されてございます。

まず(1)の「排出の状況」ですが、の排出量を見てみますと、平成20年度では548,574tとなっておりまして、前年度より5.8%減少しておりますが、県民1人1日当たりの排出量でみますと1,053gということで、全国の1人1日当たりの排出量が1,033gですから20g多いということで、47都道府県中、排出量が多い方から数えて12番目といった状況にございます。

次に8ページにまいりまして、「(2)処理の状況」でございますが、の処理量を見ますと、平成20年度で533,420tとなっておりまして、市町村では82%にあたる437,402tを直接焼却処理し、また4.6%にあたる24,537tが直接最終処分となっております。

次に9ページの「資源化(リサイクル)の現状」でございますが、の資源化量を見ますと、平成20年度70,407tとなっておりまして、前年度比7.2%減となっております。また、リサイクル率は12.8%となっておりまして、これが全国と比べて低いということで、全国値20.3%をだいぶ下回って、全国で3番目に低いという厳しい状況にございます。

次に11ページの「最終処分の現状」ですが、最終処分量を見ますと平成20年度では88,187tとなっておりまして、前年度より4.5%減少しておりますが、これは県民1人1日当たりの最終処分量として全国と比較しますと、本県は169g、全国が119gでございますが、全国をかなり上回って全国で5番目に多いという状況にございます。

次に、これらの現状を踏まえた上での課題でございますが、課題につきましては18ページの5番「一般廃棄物処理の課題」の項目をご覧ください。

まず(1)の「排出量」についての課題ですが、本県の1人1日当たりのごみ排出量につきまして1,053gと、全国1,033gより多くなっております原因は、そのの にございまして、事業系のごみの1人1日当たりの排出量が全国値をかなり上回っているということが主な要因として考えられますので、この事業系ごみの排出の抑制、これが課題となっております。

次に「(2)リサイクル率」についての課題でございますが、本県のリサイクル率が12.8%ということで、全国の20.3%を大きく下回っているという説明を先ほど申し上げましたが、これは にございまして、新聞、雑誌、ダンボール等の紙類の集団回収量や分別収集量が全国に比べて下回っているということが主な要因でございます。従って、紙類のリサイクル率の向上というのが喫緊の課題となっており、紙類の回収システムの構築、住民の意識の啓発というのが必要と考えております。

次に(3)の「最終処分量」についての課題でございますが、本県の1人1日当たりの最終処分量が169gと、これも全国よりかなり多くなっておりますが、この原因につきましては、中間処理されず直接処理される量、直接最終処分量と申しますが、これが全国値を上回っているというのが主な要因と考えられますので、できるだけ中間処理を促進し、直

接最終処分量を削減するということが課題でございます。

次に、24 ページにまいりまして「第2節 産業廃棄物の現状と課題」でございます。3 の「産業廃棄物の処理状況」について、まず(1)の「処理状況」をご覧ください。本県における平成20年度の産業廃棄物の発生量は4,249,000tということで、これから鉱さいなどの有償物の1,329,000tを除きました排出量は2,920,000tとなっております。また、排出量2,920,000tのうち、98.5%にあたる2,876,000tにつきましては焼却ですとか破碎などの中間処理が行われておりまして、その結果、1,489,000t、51%が減量されており、再生利用量は排出量の46.8%にあたる1,366,000tとなっております。

結果といたしまして、最終処分量は64,000t、排出量の2.2%というレベルになっております。

これを5年前と比較いたしますと、排出量、最終処分量については減少しており、再生利用量については増加しております。また、減量化率は低下しておりますが、再生利用率は改善しているといった状況でございます。

次に43ページの7の「産業廃棄物処理の課題」でございますが、産廃の適正処理というのは、生活環境を保全して、産業の健全な発展を図る上で非常に重要な課題でございます。このため(1)にございますように、排出事業者において責任もって産業廃棄物の発生から最終処分までの管理を徹底し、適正に処理することをはじめとして、(6)までに掲げているような関係者の責任と役割分担に応じた取組が非常に重要であろうかと考えております。

次に第3章の「循環型社会形成に向けた現状と課題」でございますが、まず47ページの第1節の「物質フローの現状」をご覧ください。循環型社会を形成するためには経済社会においてどれだけ資源が採取され、消費され、廃棄され、また再びどれだけ循環しているかという物質の流れ、物質フローと言っていますが、これを把握することが有効でございます。

ここで48ページの図3-1をご覧くださいませでしょうか。図の左の方でございますとおり、平成20年度に輸入されたもの、それから県内から消費したものを合わせた天然資源等の投入量は38,850,000tとなっておりますが、これに下の方からループを描いて加わっております循環利用量5,110,000tを加えました総物質投入量では43,960,000tとなっております。これだけのものが投入されている。そのうち、右側の上からまいりますが、17,530,000tが社会インフラ等として県内で蓄積されまして、5,080,000tがエネルギーなどとして消費され、17,250,000tが県外に移出されております。残りの8,150,000tが廃棄物となりまして、そのうちの一部が循環利用され、さっきのループで帰ってくるというような流れになっております。

これらの物質フローの各種指標につきましては49ページに記載してございますが、(1)の「本県の資源生産性」は118,000円/tということで、全国の32.7%という低い水準に留まっており、(2)の「循環利用率」も11.6%と、全国の13.5%を若干下回っております。

このような状況から、52 ページに「物質フローから見た本県の課題」という項目がございますが、1の「資源生産性の向上」や2の「減量化量及び最終処分量等の改善」をはじめとした「物質フローの改善」というのを図ってまいる必要があるということがございます。

次に57 ページにまいります。第1節ということで「本県が目指す循環型社会のイメージ」を掲げてございます。本県が目指す中長期的な循環型社会の姿ということで、ここに5つの項目を掲げてございます。

1として「自然との共生と適正な物質循環の確保」ということですが、これは環境保全の取組を経済発展の新たな成長要因として捉えまして、プラスに捉えまして、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合した形で持続可能な循環型社会を目指すというものでございます。具体的な取組例として3つほどそこに掲げてございます。

2つ目といたしまして、「もったいない」の考えに即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換」ということを掲げておりますが、これは「もったいない」の考え方に即した行動が県民や事業者に広く浸透し、一人ひとりが意識しなくても当たり前のようにこれを行うことによりごみの減量やリサイクルの促進を図るものです。具体的にはそこに3つほど広げてまいりたい取組を掲げてございます。

3つ目といたしまして、「地域の特性に応じた地域循環圏の構築」ということを掲げてございます。これは地域で循環可能な資源をなるべく地域で循環させまして、地域での循環がどうしても困難なものについては循環の環をもうちょっと広域化させて、「地域循環圏」が廃棄物の適正処理を前提に幾重にも重層的に構築されるというような形で循環型社会の形成を図りたいというものでございます。

具体的には、コミュニティ・レベルから広域市町村圏レベルの各段階において地域循環圏の構築を図ってまいりたいと思っております。

4つ目といたしましては、「環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大」ということを掲げてございますが、これは事業者は環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大を図ることによりまして、自らが持続的発展に不可欠な社会的責任を果たし、また、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物等の適正利用及び処分への取組が推進され、そして特に法令遵守等を徹底し、不法投棄などの防止体制を確立するということを目指すものでございます。

具体的に、3つほど取組を掲げてございます。

5つ目といたしまして、「パートナーシップによる環境に配慮した地域づくりの推進」というのを掲げておりますが、これは県や市町村、県民、事業者、NPO等、各主体の連携・協働に対する認識がだんだん高まっている中で、これらのパートナーシップを築いて行動することによって、県内の各地域の特性に応じた取組を推進・拡大してまいりたいということで、3つほど取組を掲げてございます。

こういう5つの柱でもって政策、施策を進めてまいりたいというのが基本的な考え方で

す。

次に 63 ページの第 2 節の「循環型社会形成のための目標」でございますが、まず 1 番、「一般廃棄物処理の目標」でございますが、一般廃棄物につきましては排出量について平成 27 年度までに 20 年度比で 13%の削減を目指します。

再生利用率につきましては、平成 27 年度までに 25%を目指します。

最終処分量につきましては、27 年度までに 20 年度比で 40%削減を目指すという目標を掲げています。

特に再生利用率の 25%は非常に厳しい目標でございますが、全国レベルに追いつくため、国もこの 27 年度の目標を 25%程度と掲げていることもございますので、着実に施策を積み上げて達成を目指してまいりたいと考えております。

次に 2 番の「産業廃棄物処理の目標」、これは 65 ページになりますが、1 として「排出量」については 27 年度までに 20 年度比で 2 %増の 2,978,000 t 以内ということを目指します。

再生利用量については 27 年度までに 2 %増、約 1,393,000 t を目指します。

最終処分量については、今申し上げた 2 つ、排出量、再生利用量の目標等に基づきまして 20 年度の 64,000 t から 4,000 t 減少し、60,000 t を目指すということにしております。

「物質フローの目標」につきましては、これは 67 ページに掲げてございます。(1)の「物質フロー指標の目標」については、最終処分量を目標値として設定いたしますが、平成 27 年度において 113,000 t を目指します。

次の (2)の「廃棄物の減量化」につきましては 4 つの目標を設定することといたしまして、1 つ目は「一般廃棄物の 1 人 1 日当たりのごみの排出量」でございますが、27 年度までに 980 g を目指します。

2 つ目は「一般廃棄物の 1 人 1 日当たりに家庭から排出するごみの量」でございますが、これは 27 年度までに 540 g を目指します。

3 つ目は「事業系ごみの排出量」でございますが、これは 27 年度までに 133,000 t を目指します。

4 つ目は「産業廃棄物の最終処分量」でございますが、目標年次までに 60,000 t を目指します。

これらの部分については一般廃棄物等の積算に使われた数字がそのまま使われている内容でございます。

次に 69 ページの第 5 章の「計画の推進と各主体の役割・取組」でございますが、ただいま説明いたしました循環型社会形成のための目標を達成するためには、県、市町村の行政機関だけでなく県民、事業者等が一体となって計画を推進していく必要がございます。

このため、下の図にございますように、各主体別に役割及び取組を明確に示した上で本県が目指す循環型社会の実現を図ることとしております。

70 ページから「県の役割・取組」、それから 81 ページから「市町村の役割・取組」、それ

から 83 ページから県民、事業者、NPO等の役割・取組というものを書いてございます。

大変恐縮ですが、内容につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

次に、委員の皆さんからの提出意見と対応方針についてでございますが、資料 3 - 2 をご覧いただけますでしょうか。

5 つの御意見、御指摘等をいただいております。

まず 1 つ目は、5 ページの下から 2 行目、図 2 - 1 の注 2 の内容についてでございますが、これは佐藤委員からいただいた御指摘でございます。注意書きの 2 の 18 ページ、表 2 - 13 の (1) というのは 18 ページではなくて 20 ページの間違いではないかという御指摘でございますが、これはおっしゃるとおりで、作成途中でページ数が変わったのをチェックしきれなかったということで、御指摘のとおり訂正させていただきます。

2 つ目は 7 ページ、これは図 2 - 3 の棒グラフについての御指摘でございますが、色のコントラストがあまりついていないということで、どちらが事業系ごみでどちらが生活系ごみなのか、その凡例がよく分からないということでございましたので、これは御意見を踏まえて棒グラフの色を識別しやすい色に替えるとともに、凡例の表示をもうちょっと大きく見やすく修正します。

3 つ目は、60 ページの下から 2 行目の部分で、佐藤委員からの御指摘ございましたが、「Design for Enviroment」の綴りが n が抜けているという御指摘ございました。これはおっしゃるとおりでございますので修正させていただきます。

4 つ目は、70 ページから 71 ページにかけての (4) の「リサイクル率向上に向けた効率的な取組の実践」の項目についてで、石田委員からの御意見でございます。「古紙リサイクルセンター及び拠点リサイクルセンターの設置など、効率的な古紙リサイクルシステムの構築について市町村に働きかけていきます」とありますが、ただ働きかけるだけじゃなくて補助金をつけるようなことも必要だ。予算の目途があるのなら、そのことについても触れてはいかか」という御意見でございました。

この一般廃棄物の減量化の促進につきましては、基本的に、法令上、市町村の責務という位置付けであることから、市町村の事務ということになります。しかしながら、県では市町村による古紙リサイクルの取組について、きちんとしたシステムを作り上げて加速させたいということで、21 年度から 22 年度の 2 年間にわたってパイロット事業的に古紙リサイクルエコステーションの設置に係る費用等を補助するなどの支援をしてまいりました。2 年間実施した状況を踏まえて、今後は市町村における古紙リサイクルシステムの構築の進捗状況をよく見ながら、進み具合を見ながら適切に対応してまいりたいと考えております。

それから 5 つ目でございますが、85 ページの 7 行目になりますが、石田委員からの御指摘で、「リターナブル容器というのは日本語で言った方が分かりやすいのではないか」ということでございます。

これも御指摘の趣旨を踏まえまして、括弧書きで、一升びんやビールびんなど、洗浄し

て繰り返し利用できる容器とし、内容が分かるように修正することにいたしました。

最後に、市町村からの意見につきましては、第1回の推進委員会開催時に照会し、既に計画に反映済みということで今回は載せておりません。

以上でございます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

ただ今の県からの説明と、特に委員からの提出意見とその対応方針の資料3-2につきまして、出された委員の方で、御意見があればお願いいたします。

よろしいですか。

はい、どうぞ、石田委員。

(石田委員)

今の、最後の85ページのリターナブル容器のことですけれども、これは普通にリターナブル容器というふうに一般的に使っておられるのでしょうか。回収容器とか、そういうようなのが分かりやすいような感じに思いましたけれども、リターナブルって使っていますか。

(針生委員)

使っていますよ。

(石田委員)

そうですか、分かりました。

(針生委員)

一升びんでも1.8リットルびんというのが一般的ではないでしょうか。今の子ども達には一升びんと言っても分かりませんよ。

(北沢課長)

なるほど、そうですね。それも踏まえて、また再度検討させていただきます。

(藤田会長)

他にございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(針生委員)

針生でございます。

計画は青森県、そして実施するのは県民でございますが、間に位置する市町村さんがやはり重要な役目をするとは私は考えております。特に、しっかりした指導と、いわゆる御協力を県の方でいたしていただければ幸いと思っております。

事例を挙げますと、一昨年、私どもが下北国定公園の尻屋崎におきまして海岸漂着物の回収を行いました。その時は、地元の村から多大な御協力をいただきまして、約 400 名集まりまして、約 20 t 近い漂着物を集めたことがございます。

そして昨年度、別な場所で計画して地元の町に行きましたところ、4月に実施したので皆さんが回収したものは町としては処理できないと。また、その段階で地元の漁民に聞いたところ、「一荒れくれば、町で回収してもすぐ山のごとしだね。俺達が集めても、町で持って行かないんだね」という話がございましたので、市町村に対するしっかりとした御指導をお願いしたいと思います。

それからもう1つですが、今年の7月24日の地デジ化に伴い、昨年の春あたりから、青森市の例を上げますと幸畑や横内や雲谷の車で入る部分の陰にテレビの不法投棄が非常に多いということを申し上げておきます。

(藤田会長)

事務局から何かありますか、いいですか。

(北和課長)

地デジ化に伴う不法投棄が増えているのではないかと御指摘がありました。県でも不法投棄、青森県の場合、非常に大きい県境の事案等もございまして、我々、不法投棄の撲滅ということにかなり力を入れて、いろんな対策は講じさせていただいております。大きい事案だけでなく、かなり小さい事案につきましても投棄の監視員を配置したり、あるいはパトロールを随時実施したりということもしていますし、県のヘリコプターを活用して上空から不法投棄がなされていないか、山の中ですとなかなか入れませんので、そういう形で監視をしたりということをしております。あるいは、捨てられてしまった物につきましても、県の産廃協会さんと協力いたしまして、小さい規模のものにつきましてもボランティアの活用も含めて撤去をするといったような取組をしておりますので、具体的に事例がございましたら御連絡をいただければ我々も何らかの対応が可能かと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

(藤田会長)

不法投棄問題は、特に自然の、特に里山におきましては大きな、重要な問題だと思っております。ただ、この計画との関係はどうなんでしょうか。計画に取り上げますか、それとも。

(針生委員)

取り上げる必要はないです。ただ、私がお話をしただけです。

(藤田会長)

そうですか、分かりました。本当に重要な御指摘、ありがとうございました。

(北沢課長)

この計画は循環型社会の形成という観点で作られた計画でございますので、不法投棄防止という項目も入れ込んでございます。

(藤田会長)

79 ページですね。分かりました。

(北沢課長)

79 ページに取組というものをしたためてございますので。もし何か御意見がございましたらおっしゃっていただければと思います。

(藤田会長)

それでは時間も来ましたので、今日のところは以上をもちまして終えたいと思います。次回は、諮問・答申ということで、さらに審議していきたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(司会)

藤田会長、委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。

閉会にあたりまして名古屋部長から御挨拶を申し上げます。

(名古屋部長)

本日は、委員の皆様には貴重なお時間を割いていただきまして、両計画について説明させていただくことができました。誠にありがとうございます。

両計画につきましては、本日いただいた御意見を踏まえまして、必要な修正を加えた上で次回の審議会におきまして諮問・答申をしていただきたいと思います。両計画を実効性ある計画とするため、引き続き、委員の皆様から御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(司会)

次回の審議会は2月15日、火曜日となっております。内容は、本日御報告いたしました2つの計画の諮問などとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして第12回青森県環境審議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。